

(関係協定等の略称)

この通達における関係協定等の略称は、それぞれ次による。

- (1) 關稅暫定措置法（昭和35年法律第36号）……………一般特恵
- (2) 「新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定」（平成14年条約第16号）……………シンガポール協定
- (3) 「経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定」（平成17年条約第8号）……………メキシコ協定
- (4) 「経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定」（平成18年条約第7号）……………マレーシア協定
- (5) 「戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定」（平成19年条約第8号）……………チリ協定
- (6) 「経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定」（平成19年条約第14号）……………タイ協定
- (7) 「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定」（平成20年条約2号）……………インドネシア協定
- (8) 「経済上の連携に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定」（平成20年条約第6号）……………ブルネイ協定
- (9) 「包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国との間の協定」（平成20年条約12号）……………アセアン包括協定
- (10) 「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定」（平成20年条約16号）……………フィリピン協定
- (11) 日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定（平成21年条約第5号）……………スイス協定
- (12) 「経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定」（平成21年条約第8号）……………ベトナム協定
- (13) 「日本国とインド共和国との間の包括的経済連携協定」（平成23年条約第7号）……………インド協定
- (14) 「経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定」（平成24年条約第2号）……………ペルー協定

61類～63類 衣類における「関税分類を決定する構成部分」の解釈について

衣類における「関税分類を決定する構成部分」は、原則として、產品の表側の生地（袖裏、襟の折り返し部分等着用した際外部から見えない部分を除くものとし、衣類の身頃等に装飾的効果をもたらせるための加工（例えば、ひだ付け）を施したため外部から見えにくくなった部分は含める。）に占める面積が最も大きい構成材料から成る部分とする。この場合において、產品が属する号（HS 6 衍）に規定する材料から成る部分の面積の合計を、一の構成部分の面積として考慮する。

また、上半身用の衣類において、裏側の生地（裏地）が全面に張られており、かつ、その全周が表側の生地に縫い付けられている場合にあっては、上記で選択された表側の生地に加え、当該裏地部分を「関税分類を決定する構成部分」とする。

【対象となる協定等】

シンガポール協定、メキシコ協定、マレーシア協定、チリ協定、タイ協定、インドネシア協定、ブルネイ協定、アセアン包括協定、フィリピン協定、ベトナム協定、ペルー協定